OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較 |
| Author(s) | 板山, 昂 |
| Citation | 対人社会心理学研究. 2018, 18, p. 165-171 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/70554 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較 1)

板山　昂(関西国際大学人間科学部)

本研究の目的は、厳罰傾向である厳罰志向性の高低による情状酌量の余地の程度、および量刑の重さの差異を検討するとともに、厳罰志向性と情状酌量の余地の程度、量刑判断における世代差を検討することであった。結果として、大学生と保護者で厳罰志向性の強さに差異はみられなかったものの、厳罰志向性は量刑判断に大きな影響を与えること、大学生と保護者の間で量刑の重さには大きな差が生じることが明らかとなった。本研究では、幼女が無差別に殺害される事件と介護疲れ殺人を評価対象としており、保護者は幼女が殺害された事件では被害児童の親に、介護疲れ殺人ではわが子に介護される(または自分が親を介護する)ことを考え(視点取得)、量刑の重さを判断したものと考察された。

キーワード:裁判員制度、量刑判断、厳罰志向性、大学生、保護者

## 問題と目的

2004 年 5 月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成 16 年法律第 63 号)が成立し、2009 年 5 月から「20 歳以上の国民の中から無作為に選ばれた一般市民が、刑事裁判に参加する制度」である裁判員制度が導入された。裁判員制度の導入においては、「国民の持つ社会常識が裁判結果に反映されること」や「国民の司法に対する理解・支持が深まること」が期待されている(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成 16 年法律第 63 号))。

裁判員は、刑事裁判の審理に出席して証拠を見聞きし、法の専門家である裁判官と対等な立場で議論して被告人が有罪かどうかを判断する。さらに、有罪の場合にはどのような刑罰を与えるのかを法律に定められた範囲内で判断することになり、量刑判断に一般市民も関わるところに裁判員制度の大きな特徴がある。

この一般市民の量刑判断に関しては、裁判員制度が施行される前より一般市民の量刑判断傾向を把握しようと研究がはじまり、試行後 8 年を経過した現在もさまざまな研究が行われている。

諸外国も含め、一般市民の量刑判断に関する研究では、基本的には事件(裁判)シナリオを参加者に提示し、その事件の被告人にどの程度の量刑を与えるか判断が求められる。例えば、犯罪被害の客観的な重大さや同一犯罪の検挙率、同一犯罪の再犯可能性などを操作した研究では、一般市民の量刑判断の方略は応報的であることが示唆されている(e.g., Carlsmith, Darley, & Robinson, 2002; Darley, Carlsmith, & Robinson, 2000; Rucker, Polifroni, Tetlock, & Scott, 2004; 綿村・分部・高野, 2010)。ほかにも被告人の身体的魅力(e.g., 猪八重・深田・樋口・井邑, 2009; Sigall & Ostrove, 1975) 、被告人の国籍 (中田・サトウ, 2014)、裁判当事者の社会的地位や否定的要素 (e.g., Gouran, Ketrow, Spear, & Metzer, 1984; 山岡・風間, 2004)、前科情報 (白井・黒沢, 2009) 、提示される専門家や一般人の意見や量刑分布グラフの数値 (e.g., Englich & Mussweiler, 2001; 本間・斉藤・舘, 2008; 綿村・分部・佐伯, 2014)などを操作した実験的検討により、これらの要因が量刑判断に影響を及ぼすことが明らかにされている。

これらの研究は、事件や加害者・被害者などの裁判情報の操作による実験的検討である。ただし、被害の客観的重大さや同一犯罪の再犯可能性、被告人の前科や素行の悪さなどは罪の重さや更生の可能性の判断材料となる。量刑分布グラフは、量刑判断の参考としてもらうためという公的な目的があり、これらは実際の量刑判断において考慮される要因である。一方、被告人の身体的魅力や国籍、被害者の否定的要素などは実際の量刑判断において量刑の軽重に反映してはならないと思われる要因であるため、これらの情報操作による研究の中でも扱う情報の視点が異なる。

また、裁判情報の操作だけでなく、量刑判断者の個人特性にも焦点を当てた研究がある。判断者の個人特性に焦点を当てた研究では、判断者のパーソナリティや価値観などの違いによって、同一事件であるにもかかわらず量刑の重さが変わってしまう可能性が検討されている。また、個人特性に加え、先に述べた情報操作の影響が個人特性の差異で変わりうるかも併せて検討されている。例えば、公正世界信念における「内在的公正世界信念」が加害者の非人間化を介して厳罰指向に繋がること(村山・三浦, 2015)、被害者に対する同情は量刑増進効果をもつ一方で、“理性を重視し、感情を排除して法的判断をすべき”という個人のもつ「裁判イメージ」によって抑制されることなどが明らかにされている(白岩・唐沢, 2015)。

また、被害者参加制度に否定的な態度をもつ人ほど、

被害者参加人の発言による自己への影響を否定し、その影響を否定するほど軽い量刑が判断されることが示されており、裁判制度に対して個人が有している態度が量刑判断に間接的に影響することが指摘されている(白岩・唐沢, 2013)。

さらに、板山(2014)は、「裁判所は犯罪者に甘い」と思っている一般市民が多いことを示す調査結果（松村・木下・太田・山田, 2008, 2011）をもとに、刑罰観の一つとして“現状の裁判は犯罪者に甘いと考え、より厳罰を求める傾向を測る「厳罰志向性」尺度を作成し、量刑判断への影響を検討した。結果として、厳罰志向性が強いと、同じ事件であっても情状酌量の余地を低く判断するとともに、量刑を重く判断することを示唆した(板山, 2014, 2016)。

厳罰化や一般市民がそれを求める背景として、元最高検察庁検事の土本武司氏は「これまで法律専門家だけで刑罰を決めてきたが、国民感情からすれば寛大過ぎて不満がたまっていた。厳罰化は当然の流れで、あるべき姿」だと指摘しており（西日本新聞, 2009年05月08日）、酒井(2009)も調査結果から厳罰化を望む背景には、現状の裁判・刑罰への不満が存在すると考察している。そして、刑罰への不満は、現状の裁判結果や裁判制度への不支持に繋がるとともに厳罰志向性を高め、さらに厳罰化を促進する可能性が考えられる（板山, 2014）。そこで本研究では、刑罰観の中でも厳罰志向性に着目する。

そして、先に述べた裁判情報の操作、量刑判断者の個人特性、その両方に焦点を当てた量刑判断に関する研究は、大学生や大学院生など比較的若年の者を研究対象としているものが多い(e.g., 伊田・谷田部, 2005, 猪八重他, 2009, 本間他, 2008; 白岩・荻原・唐沢, 2012; 綿村他, 2014, 山岡・風間, 2004)。また、大学生や大学院生より上の世代を対象者に調査を行った場合であっても、大学生と社会人を混同して分析を行っている（e.g., 白岩・唐沢, 2013)。また、幅広い年齢層を対象にした研究もみられ（e.g., 村山・三浦, 2015; 白井・黒沢, 2009; 白岩・唐沢, 2017)、年齢の影響を分析したものもあるものの（e.g., 村山・三浦, 2015; 白井・黒沢, 2009)、世代差の検証はしていない。

以上のように、大学生以外も対象に研究を行った希少な研究でも分析には不足がある。そして、多くの研究ではサンプルに偏りが生じているため、得られた結果の一般化には疑問が残る。実際、この問題について「大学生以外のサンプルを対象とした再検証が必要である」と課題として述べられていることが多い(e.g., 白岩・唐沢, 2013, 2015; 白岩他, 2012; 綿村他, 2014)。この結果の一般化の問題に対して、例えば白岩・唐沢(2015)は、Salerno & Bottoms(2009)の知見から、参加者の属性が法的判断にもたらす影響は少なく、サンプルの制約は当該研究上の本質的な問題ではないと思われるが、日本におけるサンプル比較の前例はないことから、結果の一般化については慎重さが求められると指摘している。

特に、裁判員裁判においては、さまざまな職業、さまざまな世代の一般市民が一つの合議体となり、有罪・無罪の判断や量刑判断を行う。そのため、量刑判断の研究、そして刑罰観においては、世代差という基礎的な知見の蓄積が必要であろう。

量刑判断における世代差の可能性として、例えば学生とその上の世代との間では、人生経験の差などによって、裁判や刑罰に対する考え方(すなわち刑罰観)などが異なる可能性がある。板山(2014)では、情状酌量の余地の程度が認められにくい幼児が無差別に殺害される事件と認められやすい介護疲れ殺人を評価対象事件として用い、事件の違いにかかわらず、厳罰志向性の効果を示している。しかし、親は被害者を自分の子と置き換え、“もし自分の子が被害に遭ったら”と被害者側に強く感情移入し、大学生よりも厳罰を求めることが考えられる。

逆に、介護疲れが原因であるような事件であれば、介護をする(受ける)年齢が近い(すでにしている)ため、“自分が親を介護していれば(または子どもに介護をされるようになったら)”と考え、刑を軽く判断する可能性が考えられる。このように大学生と親世代(保護者)では、事件の加害者や被害者への共感、特に相手の立場や苦痛を理解し、その苦痛や不快を経験する傾向である視点取得(e.g., Davis, 1994 菊池訳 1999; 鈴木・木野, 2008)の容易さに差異をもたらすと考えられることから、量刑の重さに差異をもたらすと予測される。

そこで本研究では、板山(2014, 2016)と同様の2つの事件シナリオを用い、厳罰志向性の高低による情状酌量の余地の程度、および量刑の重さの差異を検討する。それとともに、大学生とその保護者に調査を行い、厳罰志向性と情状酌量の余地の程度、量刑判断における世代差を検討する。

### 仮説

仮説 1: 先行研究(板山, 2014, 2016)と同様に、厳罰志向性が高い者は、低い者よりも情状酌量の余地を低く、量刑を重く判断する。

仮説 2: 幼女が無差別に殺害された事件では、大学生よりも保護者のほうが量刑を重く判断する。

仮説 3: 介護疲れ殺人事件では、大学生よりも保護者のほうが量刑を軽く判断する。

## 方法

### 調査参加者

兵庫県内の大学に通う学生 199 名(男性 83 名、女性 116 名: 平均年齢 = 19.68 歳、$SD$ = 1.17)とその保護者

110 名(男性 50 名、女性 60 名:平均年齢 = 47.88 歳、*SD*= 8.62)が質問紙調査に参加した(計 309 名)。

**調査時期**

2013 年 12 月～2014 年 4 月に実施した。

**質問内容**

板山(2014)と同様の 2 つの架空の刑事事件のシナリオ(通り魔幼女殺人事件、介護疲れ殺人事件)を提示し、裁判員としてそれぞれの事件の裁判に参加していると思って後の質問の判断をするようにとの教示を行った。

**提示した事件シナリオ**

**通り魔幼女殺人事件**

下校途中の女子小学生の A さん(当時 8 歳)が学校を出てから行方不明となり、同日 22 時頃に公園内に放置されていた段ボールの中から遺体となって発見された。死因は絞殺(こうさつ)による窒息死で、死亡推定時刻は午後 3 時～4 時。遺体には、抵抗した時についたと思われる傷が腕や脚に数ヶ所存在していた。

犯行に使われたと思われるビニール製の縄跳びが、遺体発見現場のすぐ近くにあるごみ箱から発見された。縄跳びから被害者の血液が検出され、凶器と断定。事件から 2 週間後、凶器についていた指紋と目撃証言などから、犯人の男が浮上した。警察の取り調べに対し、犯行を認めたため逮捕に至った。

逮捕されたのは、会社員の独身の男 B(31 歳)、前科は無く、両親とは離れて暮らしている。犯行の動機については、会社での人間関係や仕事がうまくいかずムシャクシャしていた。悩みを相談できる同僚や友人もおらず、自暴自棄になり「誰でもいいから殺してやろう」と考えるようになったと供述している。

犯行当日の被告人は、正午頃に会社を早退し、午後 3 時頃によく会社帰りに立ち寄る公園のベンチに座っていた。ぼんやりとしていると、ベンチの脇に落ちている縄跳びに気がつき、おもむろに手に取った。「この縄跳びで首を締めれば人は死ぬだろうか」、「いっそこれで首を吊ってしまおうか」などをブツブツとつぶやいていたという。数分後、被害者の A さんが公園の前を通りかかったのを発見した被告人 B は、被害者 A さんに近付き声をかけた。そして、A さんを公園内トイレ裏の茂みに連れ込み、持っていた縄跳びで首を絞めた。

A さんを殺害後、我に返った被告人 B は、怖くなり近くに落ちていた段ボールに A さんの遺体を押し込み、凶器をごみ箱に捨て、走って自宅に帰ったと供述している。犯行から逮捕当日までの間、被告人 B は何事もなかったかのように会社に出勤していたという。

責任能力が争点となったが、被告人 B の犯行当日の詳細な供述、精神鑑定の結果から、責任能力は十分にあると判断された。また、場当たり的犯行の為、事件の計画性は認められなかった。

被告人 B は、「取り返しのつかない事をしてしまった。A さん、御両親に謝りたい。罪を償いたい」と話している。

**介護疲れ殺人事件**

一人息子の被告人A(36 歳、前科なし)は、父親が 6 年前に亡くなり、母親(当時 72 歳)も認知症の兆しが見え始めた。A にはきょうだいはおらず、結婚もしていなかった。親の世話はすべて一人で引き受け、夜中も母のトイレに 1 時間おきに付き添い、睡眠不足のまま出勤する生活が 5 年続いていた。

しかし、母親の認知症の症状は悪化し、昨年 5 月には深夜に外を徘徊(はいかい)して、警察に保護されるということも起こった。

A は工場に 13 年勤めていたが、周りの人に迷惑を掛けたくないと考え、工場を退職した。しかし、失業保険が切れると生活は苦しくなり、いよいよ家賃も払えなくなった。毎日、献身的(自分のことを顧みず、心身ともにささげるほど他のために尽くすさま)に介護に努めていたが、母親の症状は一向に改善される兆しはなく、それどころか症状はどんどん悪くなっていた。

A は、母親だけでなく、このままでは自分自身も生活できなくなると考え、母親の首をネクタイで絞め殺害した。殺害後、A が自ら自宅近くの交番に自首したことで逮捕に至った。A は、「介護に身も心もつかれ、将来を悲観して殺害した」と供述している。

検察は、「介護疲れによる犯行とするには値しない」と以下の内容を指摘した。まず、介護ヘルパー等を頼めば、仕事を続けながら介護をすることができたのではないか。母親の首には、絞められた事による傷だけでなく、自らの指で引っ掻いた傷があり、母親は死にたくなかったものと考えられるという2点である。

これらのことから検察は、「被告人の犯行は、自らが自由を得たかったための身勝手な犯行である」と主張している。

これに対し弁護側は、被告人の犯行は自分の自由の為とも言える犯行であるが、被告人のこれまでの献身的な介護は、十分すぎるほどのものであり、それによる身体的、精神的なストレスは相当なものである為、情状酌量の余地があると主張している。

被告人A は、「罪を償い、母の分まで生きていきたい」と話している。

2 つの事件の被告人それぞれについて、①この事件の加害者には、情状酌量の余地(刑を減軽するような、同情すべき犯罪の情状(事情)の程度)があると思うかを 7 件法(1. 全くない～7. 非常にある)で、②どのくらいの量刑

Table 1 厳罰志向性尺度 確証的因子分析結果

| 厳罰志向性 (*Mean*=3.45, *SD*=.67 , $\alpha$=.81) | | *Mean* | (*SD*) |
|---|---|---|---|
| 裁判所は犯罪者に甘すぎると思う | .71 | 3.14 | (0.99) |
| 殺害したのが1人だからという理由で、死刑にならないのはおかしいと思う | .67 | 3.75 | (1.15) |
| 自分が裁判員に選ばれたら、今までよりももっと重い刑を与えたい | .65 | 2.83 | (0.98) |
| 凶悪な事件の加害者でも人権は十分に尊重される必要がある (R) | -.57 | 2.76 | (1.21) |
| メディアの報道を見て、なぜ刑罰があんなに軽いのかと疑問に思うことがある | .55 | 3.97 | (0.99) |
| たとえ殺人事件を起こしたとしても、死刑にすることには反対である (R) | -.54 | 2.28 | (1.18) |
| 犯罪者への刑罰を精神疾患があるという理由で軽くするのはおかしいと思う | .50 | 3.64 | (1.02) |
| 裁判では、加害者の社会復帰を優先するべきだと思う (R) | -.47 | 2.46 | (1.02) |
| たとえ刑に服したとしても、犯罪者が完全に更生するのは無理だと思う | .41 | 3.20 | (1.10) |

$\chi^2(22)=28.80$, $p$=.151; GFI=.979; AGFI=.958; CFI=.989; RMSEA=.032

を与えるべきかを懲役 1 年～30 年の範囲で回答を求めた。

さらに、③板山(2014)の 1 因子からなる「厳罰志向性尺度」の 9 項目について 5 件法(1. 全くあてはまらない～5. とてもよくあてはまる)で回答を求めた。

**調査方法**

講義開始前に封筒に入れた質問紙を学生に配布し、回答への同意が得られた者のみが調査に参加した。そして、保護者と同居している学生に関しては、保護者分の質問紙を追加で手渡し、保護者にも回答してもらえるよう依頼した。それぞれの質問紙は、約一週間後に回収した。

## 結果

まず、厳罰志向性尺度の 9 項目に対して、板山(2014)をもとに 1 因子構造に指定した確証的因子分析を行った(Table 1)。結果として、十分な適合度と内的整合性が得られたため、各項目の平均点を算出し「厳罰志向性」の得点とした。なお、得点が高いほど厳罰志向性が強いことを示す。

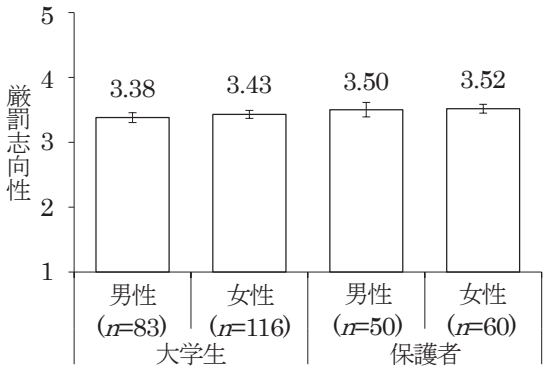


※エラーバーは標準誤差

Figure 1 世代×性別ごとの厳罰志向性得点

次に、学生と保護者の間で厳罰志向性の得点に差があるか、さらに父か母かで差がみられることも考えられるため、世代(2) × 性別(2)を独立変数、厳罰志向性得点を従属変数とした 2 要因分散分析を実施した(Figure 1)。

その結果、世代の主効果( $F(1, 305) = 1.66$, $p = .198$, $\eta_p^2 = .005$)、性別の主効果( $F(1, 305) = 0.16$, $p = .690$, $\eta_p^2 = .001$)、交互作用($F(1, 305) = 0.05$, $p = .823$, $\eta_p^2 = .000$)のすべてが有意でなかった。

次に、厳罰志向性の平均値を基準に参加者を高低に分け、厳罰志向性高低(2) × 世代(2)を独立変数、情状酌量の余地、量刑を従属変数とした 2 要因分散分析をそれぞれの事件で実施した(Table 2)。

まず、情状酌量の余地において、通り魔幼女殺人事件では厳罰志向性の主効果が有意であり( $p < .001$, $\eta_p^2 = .100$)、低群( $M = 2.58$, $SD = 1.69$)よりも高群( $M = 1.58$, $SD = 1.54$)の得点が低かった($d = .702$)。また、世代の主効果が有意傾向であり( $p = .052$, $\eta_p^2 = .012$)、学生( $M = 2.29$, $SD = 1.46$)よりも保護者( $M = 1.97$, $SD = 1.68$)の得点が低かった( $d = .236$)。また、有意な交互作用は認められなかった( $p = .572$, $\eta_p^2 = .001$)。

介護疲れ殺人事件では、厳罰志向性の主効果が有意であり( $p = .002$, $\eta_p^2 = .030$)、低群( $M = 5.22$, $SD = 1.12$)よりも高群($M = 4.70$, $SD = 1.45$)の得点が低かった( $d = .371$)。また、世代の主効果が有意であり( $p = .011$, $\eta_p^2 = .021$)、学生( $M = 4.88$, $SD = 1.31$)よりも保護者($M$

Table 2　2つの事件における厳罰志向性×世代による情状酌量の余地の程度、判断した量刑の平均値・分散分析結果

| | | 厳罰志向性低群 | | 厳罰志向性高群 | | 主効果 厳罰志向性 | | 主効果 世代 | | 交互作用 | 下位検定1 厳罰志向性 | | 下位検定2 世代 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 学生 $n$=118 | 保護者 $n$=66 | 学生 $n$=81 | 保護者 $n$=44 | 高低 | $F$値 | 学・保 | $F$値 | $F$値 | 低群 | 高群 | 学生 | 保護者 |
| 幼女殺人 | 情状酌量の余地 | 2.67 (1.59) | 2.42 (1.87) | 1.74 (1.02) | 1.30 (1.02) | 低>高 | 33.8 *** | 学>保 | 3.81 † | 0.32 n.s. | - | - | - | - |
| | 判断した量刑 | 17.23 (9.14) | 23.35 (7.80) | 24.20 (7.69) | 27.27 (5.44) | 低<高 | 31.2 *** | 学<保 | 22.25 *** | 2.44 n.s. | - | - | - | - |
| 介護疲れ殺人 | 情状酌量の余地 | 5.14 (1.09) | 5.35 (1.17) | 4.49 (1.51) | 5.07 (1.26) | 低>高 | 9.40 ** | 学<保 | 6.59 * | 1.49 n.s. | - | - | - | - |
| | 判断した量刑 | 9.30 (7.26) | 8.47 (5.66) | 15.44 (8.06) | 11.64 (7.58) | 低<高 | 28.32 *** | 学>保 | 7.01 ** | 2.90 † | - | 学>保 | 低<高 | 低<高 |

*Mean* (*SD*)　　*** $p$<.001, ** $p$<.01, * $p$<.05, † $p$<.10

= 5.24, *SD* = 1.21)の得点が高かった( $d$ = .310)。また、有意な交互作用は認められなかった( $p$ = .224, $\eta_p^2$ = .005)。

次に、判断された量刑において、通り魔幼女殺人事件では、厳罰志向性の主効果が有意であり( $p$ < .001, $\eta_p^2$ = .093)、低群( $M$ = 19.42, $SD$ = 9.15)よりも高群( $M$ = 25.28, $SD$ = 7.11)の量刑が重かった( $d$ = .675)。また、世代の主効果が有意であり( $p$ < .001, $\eta_p^2$ = .068、学生( $M$ = 20.07, $SD$ = 9.23)よりも保護者( $M$ = 24.92, $SD$ = 7.19)の量刑が重かった( $d$ = .570)。また、有意な交互作用は認められなかった( $p$ = .119, $\eta_p^2$ = .008)。

介護疲れ殺人事件では、厳罰志向性の主効果が有意であり( $p$ < .001, $\eta_p^2$ = .085)、低群( $M$ = 9.00, $SD$ = 6.73)よりも高群( $M$ = 14.10, $SD$ = 8.08)の量刑が重かった( $d$ = .643)。また、世代の主効果が有意であり( $p$ = .009, $\eta_p^2$ = .022)、学生( $M$ = 11.80, $SD$ = 8.16)よりも保護者( $M$ = 9.74, $SD$ = 6.65)の量刑が軽かった( $d$ = .320)。

さらに、交互作用が有意傾向( $p$ = .090, $\eta_p^2$ = .009)であったため、下位検定を行った。その結果、厳罰志向性高群において( $F$(1, 305) = 7.92, $p$ = .005, $\eta_p^2$ = .061)、保護者よりも学生の量刑が重かった( $d$ = .527)。また、学生( $F$(1, 305) = 34.78, $p$ < .001, $\eta_p^2$ = .150)と保護者( $F$(1, 305) = 5.07, $p$ = .025, $\eta_p^2$ = .045)ともに厳罰志向性低群よりも高群の量刑が重かった(学生: $d$ = 1.138、保護者: $d$ = .438)。

## 考察

本研究では、厳罰志向性の高低による情状酌量の余地の程度、および量刑の重さの差異を検討するとともに、厳罰志向性と情状酌量の余地の程度、量刑判断における世代差を検討することを目的とし、質問紙調査を行った。

まず、学生と保護者の間で厳罰志向性の得点に差があるか、および性差がみられるかを検討したが、世代と性別の有意な主効果、交互作用はみられなかった(Figure 1)。このことから、厳罰傾向には世代差および性差はみられないことが示唆された。

次に、通り魔幼女殺人事件と介護疲れ殺人事件ともに厳罰志向性が強いと被告人の情状酌量の余地を低く判断するとともに、量刑は重く判断された(Table 2)。この結果は先行研究(板山, 2014, 2016)の結果を支持するものであり、厳罰志向性が強いと同じ事件であっても情状酌量の余地を低く判断するとともに量刑を重く判断する傾向があり、個々人のもつ刑罰観の違いが、量刑判断に大きな差をもたらすことが考えられる。このことから仮説1は支持されたといえる。

また、学生と保護者の間で、厳罰志向性の得点に差異はみられなかったものの(Figure 1)量刑判断に差が見られた(Table 2)。保護者は、通り魔幼女殺人事件では学生よりも重い量刑、介護疲れ殺人事件では軽い量刑を判断した。つまり、世代によって量刑の重さに大きな差異が生じるものと考えられる。

また、この量刑の差については、幼女殺人事件では、保護者は自分の子が被害に遭ったら、または被害に遭った子の親の気持ちを考えることで、被害者側に強く感情移入し、厳罰を求めたものと考察される。

一方、介護疲れ殺人においては、保護者は介護をする(受ける)年齢が近い(またはすでにしている)ため、自分が親を介護していれば(または子どもに介護をされるよう

になったら)と考え、被告人に感情移入しやすく刑を軽く判断したものと考えられ、対象事件への視点取得(e.g., Davis, 1994 菊池訳 1999; 鈴木・木野, 2008)の容易さが影響をもたらしたものと考えられる。これらの結果から、仮説 2 および仮説 3 は支持されたといえる。

以上のように、大学生と保護者で刑罰観(厳罰志向性)の強さに差異はみられなかったものの、刑罰観は量刑判断に大きな影響を与えること、大学生と保護者の間で量刑の重さには大きな差が生じることが明らかとなった。これらのことから、一般市民の量刑判断を検討するにあたっては、先行研究(e.g., 板山, 2014, 2016; 村山・三浦, 2015; 白岩・唐沢, 2013, 2015)が示してきたように個々人のもつ刑罰観、そして世代にも着目する必要性があるものと思われる。

本研究の問題と課題として、本研究では世代差の検討を行ったとはいえ、学生と保護者のみを調査対象者とした。そのため、すべての保護者には“我が子がいる”こととなる。そこで、今後は“子のいない”大学生の保護者と同世代を対象に調査を行い、今回みられた結果が世代による差異なのか、わが子がいることが影響をもたらしたのかを検討する必要があるだろう。特に、本研究では感情移入と視点取得という観点から学生と保護者の量刑の差について考察を行ったが、被害者と加害者への感情移入や視点取得の程度を測定し、詳細に分析を行う必要性があるだろう。

それに加え、今回の大学生と保護者間で厳罰志向性の得点に差異がみられなかったという結果に関して、親子であったがために刑罰観に類似性がみられているという可能性が否定できない。今後、家族内での類似性の検討も必要であろう。[2)]

また、基礎的で重要な知見を蓄積するため、裁判員対象者となる 20 歳から高齢者までの幅広い世代と、幅広い階層を対象とした調査も必要であると思われる。

## 引用文献


Carlsmith, K. M., Darley, J. M., & Robinson, P. H. (2002). Why do we punish? Deterrence and just deserts as motives for punishment. *Journal of Personality and social Psychology*, *83*, 284-299.

Darley, J. M., Carlsmith, K. M., & Robinson, P. H. (2000). Incapacitation and just deserts as motives for punishment. *Law and human Behavior*, *24*, 659-683.

Davis, M. H. (1994). *Empathy: A social psychological approach*. Madison, WI: Brown & Benchmark. (デイヴィス, M.H 菊池章夫(訳)(1999). 共感の社会心理学 川島書店)

Englich, B., & Mussweiler, T. (2001). Sentencing under uncertainty: Anchoring effects in the courtroom. *Journal of Applied Social Psychology*, *31*, 1535-1551.

Gouran, D. S., Ketrow, S. M., Spear, S., & Metzger, J. (1984). Social Deviance and occupational Status. Group Assessment of Penalties. *Small Group Research, 15,* 63-86.

本間 道子・斉藤 真美・舘 瑞恵 (2008). 集団意思決定における専門性とアンカー効果――新裁判員制度における評決の量刑判断に関して―― 日本女子大学紀要 人間社会学部, *19*, 55-68.

板山 昂 (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学研究――量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察―― 風間書房

板山 昂 (2016). 厳罰志向性と賠償の有無および加害者に対する怒りの感情が量刑判断に及ぼす影響の検討 人間文化 = Humanities and sciences: H&S, *39*, 33-40.

猪八重 涼子・深田 博己・樋口 匡貴・井邑 智哉 (2009). 被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響 広島大学心理学研究, *9*, 247-263.

松村 良之・木下 麻奈子・太田 勝造・山田 裕子 (2008). 裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識 北大法学論集北大法学論集, *59*, 2302-2228.

松村 良之・木下 麻奈子・太田 勝造・山田 裕子 (2011). 裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識――2011 年第 2 波 調査に基づいて―― 北大法学論集, *62*, 1110-1025.

村山 綾・三浦麻子 (2015). 被害者非難と加害者の非人間化――2 種類の公正世界信念との関連―― 心理学研究, *86*, 1-9.

中田 友貴・サトウ タツヤ (2014). 被告人の国籍が裁判員の量刑判断に与える影響――事件の種類の観点から―― 立命館人間科学研究, *30*, 45-63.

西日本新聞 (2009). 犯罪減っても、進む厳罰化「恐怖」「不安」…世論が背景 注目集めた被害者の声 制度開始は考える契機 Retrieved from http://www.nishinippon.co.jp/feature/saibanin/rensai/rensai6/20090507/20090507_0003.shtml(2018 年 1 月 30 日)

Rucker, D, D., Polifroni, M., Tetlock, P. E., & Scott, A. L. (2004). On the assignment of punishment: The impact of general societal threat and the moderating role of severity. *Personality and Social psychology Bulletin*, *30*, 673-684.

酒井 芳文 (2009). 裁判員制度 国民の意識と課題――「裁判員制度に関する世論調査」から―― 放送研究と調査, *59*, 24-33.

Salerno, J. M., & Bottoms, B. L. (2009). Emotional evidence and jurors' judgments: The promise of neuroscience for informing psychology and law. *Behavioral Sciences and the Law*, *27*, 273–296.

Sigall, H., & Ostrove, N. (1975). Beautiful but dangerous: Effects of offender attractiveness and nature of the crime on juridic judgment. *Journal of Personality and Social Psychology*, *31*, 410-414.

白井 美穂・黒沢 香 (2009). 量刑判断の要因についての実験的検討――前科情報の種類による効果――法と心理, *8*, 114-127.

白岩 祐子・唐沢 かおり (2013). 被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響 実験社会心理学研究, *53*, 12-21.

白岩 祐子・唐沢 かおり (2015). 量刑判断に対する増進・抑制効果の検討――被害者への同情と裁判に対する規範的なイメージに着目して―― 感情心理学研究, *22*, 110-117.
白岩 祐子・唐沢 かおり. (2017). 刑罰抑制効果の検討. 人間環境学研究, *15*, 25-30.
白岩 祐子・荻原 ゆかり・唐沢 かおり. (2012). 裁判シナリオにおける非対称な認知の検討――被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から―― 社会心理学研究, *28*, 41-50.
鈴木 有美・木野 和代 (2008). 多次元共感性尺度 (MES) の作成 教育心理学研究, *56*, 487-497.
綿村 英一郎・分部 利紘・高野 陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断――応報のため？それとも再犯抑止やみせしめのため？―― 法と心理, *9*, 98-108.
綿村 英一郎・分部 利紘・佐伯 昌彦 (2014). 量刑分布グラフによるアンカリング効果についての実験的検証 社会心理学研究, *30*, 11-20.
山岡 重行・風間 文明 (2004). 被害者の否定的要素と量刑判断 法と心理, *3*, 98-110.

## 註

1) 本研究の一部は、日本犯罪心理学会第52回大会にて発表された。
2) 本研究では当初、学生とその保護者のデータを参加者内要因としても扱い、親子間での厳罰志向性や量刑の類似性を分析することを考えていたため、世帯ごとに封筒に封をして提出するよう求めた。しかし、回収時に封筒から出し、他者の質問紙と合わせて提出してしまった学生が多く、親子の紐付けが出来なくなった。そのため、親子間の類似性の検討は断念した。

# Comparison between university students and guardians in severe punishment orientation and Sentencing judgment

Akira ITAYAMA (*Faculty of Human Sciences, Kansai University of International Studies*)

The purpose of this study is to examine 1) the extent of the room of extenuating circumstances depending on fluctuation of severe punishment orientation (hereinafter called "SPO") which is in a severely punished trend, 2) the difference of the weight of sentencing, and 3) to investigate SPO and the extent of the room of extenuating circumstances, and generation difference in sentencing judgment. The result shows no difference in the strength of SPO between university students and guardians, whilst it has been proved that the SPO has a strong influence on sentencing judgment, and that the weight of sentencing differs significantly between university students and guardians. The subject cases in this study are the ones of young girls indiscriminately murdered and the ones of caregiver fatigue murders. The result revealed that guardians tend to determine the weight of sentencing, imagining that they become parents of victim children in the former cases, and the latter cases, imagining the time when they are cared by their own children (i.e., perspective talking).

Keywords: citizen-judge system, sentencing judgment, severe punishment orientation, university students, guardians.